社援第３１６１号

裁　　決　　書

審査請求人
大阪市此花区[redacted]

処　分　庁
大阪市此花区保健福祉センター所長

審査請求人が、平成２３年７月２８日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

１　処分庁が、平成２３年６月２２日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

２　残余の請求については、これを棄却する。

理　　由

第１　審査請求の趣旨及び理由

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成２３年６月２２日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件変更決定」という。）を取り消し、平成２３年４月分の家賃差額を遡及して支給を求めるものと解される。

２　審査請求の理由

転入した時点で契約書等を提出し、家賃が上がることについては説明していた。処分庁窓口に行った時や家庭訪問の時に家賃については説明していた。このように事前に説明していたにもかかわらず４月分家賃を正規家賃と減額家賃の差額を支払わないことは不当である。

第２　当庁が認定した事実及び判断

１　当庁が認定した事実

（１）　平成２３年６月２２日付けで、処分庁は請求人に対し、「家賃金額の変更分を支給する」との理由により５月分及び６月分の家賃差額を各１４，６００円を支給する決定を行い通知したこと。

（２）　平成２３年９月７日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、下記の趣旨の内容の記載があること。

ア　平成２２年９月２４日　請求人宅に訪問し、家賃金額変更について話を聞く。変更を記載された通帳提示するよう指示。

イ　平成２３年５月２４日、２６日と６月２日に家賃金額の変更

確認のため訪問するも不在、不在箋に連絡するよう指示するも連絡なし。

ウ　平成２３年６月６日　請求人来所。家賃金額の変更に関する書類を提示。家賃金額について４月より変更だが、１カ月超過のため４月分は支給不可と伝えると保護開始時より家賃金額が変わることは言っており変更できていないそちらの責任であるとの申し立て。話が長時間に及んだためＳＶと協議し訪問時に改めて話をすると伝える。

エ　平成２３年６月７日　請求人宅に訪問。ＳＶと協議するもやはり４月分は支給できないと伝える。納得できないといい、ＳＶと話をしたいというので日程調整し連絡すると伝える。

オ　平成２３年６月９日　（主）来所、面談室でＳＶを交え面談。当区として適切に対応したことを伝えた上で、１カ月以上遡っての支給できないのは制度で決まっていることであるのでどうしようもないと伝える。

カ　平成２３年６月２１日　請求人より住宅費証明書の提出後、家賃変更に対する抗議。納得できないようであるなら府に審査請求するよう再度伝える。

キ　平成２３年６月２２日　５月分保護費より家賃金額の変更処理を行う。

ク　請求人により新規訪問した平成２０年６月２６日より家賃金額が上がる旨の申請したとのことであり、平成２２年９月２４日の訪問時に請求人から改めて家賃金額が上がることを確認、金額が上がり次第通帳等により報告に来るよう指示を行う。しかし請求人から家賃金額変更に関する書類の提出があったのは平成２３年６月６日であり、家賃金額の変わった４月分については既に１カ月を超えるために支給できなかった。

ケ　このことは、生活保護手帳　局第１０－２－（８）「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の変更については確認月及びその前月まで分に限るとある。また、生活保護手帳別冊問答集　問１３－２扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例の答中にもあるように「最低生活費の遡及変更は２カ月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべきであろう。」となっているので、書類の提出のあった６月の前月の５月より保護変更を行ったものである。

（３）　弁明書と同時に審査庁に提出のあった証拠書類には次の趣旨の記載があること。

ア　平成２０年６月２０日付けで請求人が処分庁へ提出した[redacted]賃貸住宅賃貸借契約書には家賃として、「月額金[redacted]円とする。ただし、入居開始可能日から平成２３年３月３１日までを家賃の減額期間とし、減額期間中の減額後家賃の額は、月額金[redacted]円とする。」との記載があること。
家賃差額は１４，６００円であること。

イ　平成２２年９月２４日付けケース記録票には「今住んでいるところも減額中であり（現在[redacted]円）、来年の３月３１日には家賃が[redacted]円になるようであった（契約書にて確認する）」との記載があること。

（４）　平成２３年１０月１３日付けで、審査庁は請求人に対して、前記（２）の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

2　判　断

（１）法第１４条において、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨規定されている。

（２）家賃については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）第７の４の（１）のアにおいて、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合に認定することと定めている。

（３）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知「以下「局長通知」という。」）第１０－２－（８）には、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第８０条を適用すべき場合及び（７）のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）と定められている。

（４）また、「生活保護手帳（別冊問答集）２０１１」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第１篇第１３の１の（問１３の２）において、「最低生活費の遡及変更は２か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべき」としており、その理由として、「２か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」と

している。

（５）本件についてみると、前記第２の１の（１）及び（２）の認定事実のとおり、処分庁は、平成２３年６月６日に家賃値上げに関する書類が提出されたとして、前記（３）及び（４）に従って最低生活費の遡及変更は発見月（平成２３年６月）及びその前月分（同年５月）までとされていることからその２か月分の家賃の差額分を支給するため本件変更決定を行い、同年４月分の差額については支給しなかったことが認められる。

（６）しかしながら、前記（３）については、返納額を収入額に充当してよいという規定であって遡及支給に関するものでなく、また前記（４）については、被保護者の届出や申請等が遅れたことに起因する場合の遡及支給を想定しているものであり、前記第２の１の（３）のア及びイの認定事実のとおり本件の場合のように、既に家賃変更の内容が記された住宅賃貸借契約書の提出により家賃変更の届出の事実があるにもかかわらず処分庁の明らかな事務処理の瑕疵により、家賃差額の認定漏れがあったものにまで、２か月を超えて遡及できない根拠を与えるものではない。また、処分庁は、厚生労働大臣に情報提供すること等により遡及支給することについて検討することも可能であるにもかかわらず、本件について、検討されているとは認められない。

（７）したがって、本件変更決定は、理由に妥当性がなく調査検討が不十分な瑕疵ある処分といわざるを得ず、取り消すのが妥当であると判断する。

（８）なお、平成２３年４月分に遡って家賃差額を追給することを求める残余の請求については、本裁決に基づき行われる処分庁の決定の中で一体的に判断されるべきことであるため、これを棄却する。

以上の理由により、行政不服審査法第４０条第２項及び第３項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成２４年３月２８日

審査庁　大阪府知事　松井　一郎



教　　示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。